

風しんの感染拡大に伴う予防対策に関する意見書

現在、首都圏を中心に風しんの感染拡大が進行している。

従来、風しんは春から夏にかけて流行する傾向があることから、今後、さらに感染者数が増加することが懸念され、特に、免疫を持たない、又は免疫が低い妊娠中の女性が風しんに感染することによる赤ちゃんの先天性風しん症候群の発生が危惧される。

風しんをはじめとしたウイルス性疾患は人から人に容易に感染することから、流行につながりやすい感染症である一方で、ワクチン接種によってほぼ確実に予防することが可能であるとされており、これまでにない風しんの感染拡大にあたって早急な対応策が望まれる。

よって、少子高齢社会にあつて、国や地域の将来を担う子どもたちの健やかな成長と、安心して子どもを産むことができる社会環境づくりに向けて、国及び県に対し、次の事項の早期実施を強く要望する。

- 1 妊娠中の女性が風しんに感染することによる赤ちゃんの先天性風しん症候群の発生を予防するために、国及び県の責任において、風しんに関する情報提供や啓発に一層努めるとともに、妊娠を予定又は希望している女性や妊娠している女性の夫、また20歳代から40歳代の免疫を持たない世代の方々に対し、予防接種など必要な対策を講じること。
- 2 先天性風しん症候群の発生防止を目的として自治体が行う対策に対し、財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 山梨県知事